

令和8(2026)年8月採用 柏崎市建築住宅課住宅対策係 非常勤職員募集要項

- 1 募集人員 非常勤職員 1人
- 2 勤務場所 柏崎市役所建築住宅課住宅対策係（柏崎市日石町2番1号）
- 3 職務内容 住宅対策に係る事務補助業務
※空き家対策に係る業務が中心となります。
【主な内容】
 - ・相談・通報等の受付、記録（データ入力）
 - ・来庁者への接客や電話対応
 - ・行政指導に係る文書作成補助
 - ・会議開催時の議事録作成補助
 - ・現地における調査記録及び写真撮影
- 4 任用期間 令和8（2026）年8月1日から令和9（2027）年3月31日まで
- 5 応募資格
 - ・年齢、性別、学歴は問いません。
 - ・パソコンのワードやエクセルを使って、データ入力や文書の作成ができる人
 - ・市の臨時的任用職員または非常勤職員として通算5年間以上勤務した人であっても、応募することが可能です。
 - ・要普通自動車免許
- 6 勤務時間・賃金等
 - (1) 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）
 - (2) 勤務時間 午前9時00分から午後5時00分まで（うち休憩時間60分）
 - (3) 報酬 月額153,700円
報酬支給日：翌月21日（同日が休日にあたるときは、その直前の平日）
※1 任用開始月の報酬は翌月に支給します。（開始月は支給なし）
※2 欠勤した場合は、欠勤日数に応じ、欠勤分を差し引いて支給します。
 - (4) 期末手当 報酬月額の間1.0月分を6月と12月にそれぞれ0.5月分ずつ支給します。
※ただし、本募集においては、12月分のみが対象となります。また、令和8（2026）年12月は、0.5月分の60%を支給します。
 - (5) 勤勉手当 報酬月額の間1.05月分を6月と12月にそれぞれ0.525月分ずつ支給します。
※ただし、本募集においては、12月分のみが対象となります。また、令和8（2026）年12月は、0.525月分の70%を支給します。

- (6) 費用弁償 通勤距離が片道 2 km 以上の場合、通勤に係る費用弁償を支給します。
支給額は通勤距離により異なります。
- (7) 休 暇 年次有給休暇は、採用時に 11 日付与します。
- (8) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公災保険に加入します。
- (9) そ の 他 非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。
- ・職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
 - ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
 - ・政治的団体に関与して一定の行為をすること
 - ・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
 - ・許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること 等

7 応募方法

次の書類を建築住宅課（市役所 4 階）に持参または郵送してください。

- ・市指定の履歴書
- ・ハローワーク柏崎の紹介状

※ 1 市指定の履歴書は、ハローワークに用意してあります。また、柏崎市ホームページからもダウンロードできます。

※ 2 提出書類に不備があるものは受付できません。また、提出された応募書類は返却しませんのでご了承ください。

8 申込期限

令和 8（2026）年 7 月 21 日（火） 午後 4 時必着

※ 1 受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとなります。（土曜日・日曜日及び祝日は除きます。）

※ 2 応募者多数の場合は、早目に締め切ることがあります。

9 選考方法

面接試験により選考します。

- ・面 接 日 令和 8（2026）年 7 月 23 日（木）午前予定
※申し込み順に行います。面接時間は応募書類受付後にお知らせします。
- ・面接会場 柏崎市役所 4 階 4－1 会議室

10 選考結果

選考の結果は、試験から 5 日以内に郵送でお知らせします。

11 申込先及び問合せ先

〒945-8511 柏崎市日石町 2 番 1 号

柏崎市 建築住宅課 住宅対策係（担当：森山・本間）

TEL 0257-21-2291（直通） FAX 0257-23-5116